



- 2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。  
(委任の公示等)

**第四条の四** 第四条第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。  
(役員の選任及び解任)

**第四条の五** 指定試験機関の役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 総務大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第四条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関して著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。  
(試験委員)

**第四条の六** 指定試験機関は、総務省令で定める要件を備える者のうちから行政書士試験委員(以下「試験委員」という。)を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

3 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

2 指定試験機関は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

**第四条の七** 指定試験機関の役員若しくは職員(指定試験機関の役員等の秘密を守る義務等)を含む。第三項において同じ。)又は

これらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）そ

委任都道府県知事は、その行わせることとて、  
た試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。  
(報告の徴収及び立入検査)

2 関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとしめた試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

**第四条の十三** 指定試験機関は、総務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正がかつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

**第四条の十四** 総務大臣は、指定試験機関が第四条の二第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。ない。

二 第四条の二第一項各号の要件を満たさなく  
なつたと認められるとき。

二 第四条の六第一項、第四条の九第一項若し  
くは第三項、第四条の十又は前条第一項の規  
定に違反したとき。

三 第四条の五第二項（第四条の六第三項にお  
いて準用する場合を含む）、第四条の八第三  
項又は第四条の十一第一項の規定による命令  
に違反したとき。

四 第四条の八第一項の規定により認可を受け  
た試験事務規程によらないで試験事務を行つ  
たとき。

五 不正な手段により第四条第一項の規定によ  
る指定を受けたとき。

総務大臣は、前二項の規定により指定を取り  
消し、又は前項の規定により試験事務の全部若  
しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、  
関係委任都道府県知事に通知するとともに、公  
示しなければならない。

（委任の撤回の通知等）

**第四条の十五** 委任都道府県知事は、指定試験機  
関に試験事務を行わせないこととするときは、  
その三月前までに、その旨を指定試験機関に通  
知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事  
務を行わせないととしたときは、その旨を公  
示しなければならない。

（委任都道府県知事による試験事務の実施）

**第四条の十六** 委任都道府県知事は、指定試験機  
関が第四条の十三第一項の規定により試験事務  
の全部若しくは一部を休止したとき、総務大臣  
が第四条の十四第二項の規定により指定試験機  
関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を  
命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の  
事由により試験事務の全部若しくは一部を実施  
することが困難となつた場合において総務大臣  
により試験事務を行うこととなるとき、又は委  
任都道府県知事が同項の規定により試験事務を  
行うこととなる事由がなくなつたときは、速や  
く部を行うものとする。

2 総務大臣は、委任都道府県知事が前項の規定  
により試験事務を行うこととなるとき、又は委  
任都道府県知事が同項の規定により試験事務を  
行うこととなる事由がなくなつたときは、速や  
く部を行うものとする。



## (行政書士の責務)

**第十一条** 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(報酬の額の掲示等)

**第十一条の二** 行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受けける報酬の額を掲示しなければならない。

**二 行政書士会及び日本行政書士会連合会は、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士がその業務に関し受けける報酬の額について、統計を作成し、これを公表するよう努めなければならない。**

**（依頼に応ずる義務）**

**第十一條** 行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

**第十二条** 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

**（会則の遵守義務）**

**第十三条の二 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。**

**（研修）**

**第十五条 行政書士法人**

**（設立）**

**第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。**

**（社員の資格）**

**第十三条の四 行政書士法人は、その名称中に行政書士法人という文字を使用しなければならない。**

**二 次に掲げる者は、社員となることができない。**

**（社員の資格）**

**第十三条の五 行政書士法人の社員は、行政書士でなければならない。**

**二 次に掲げる者は、社員となることができない。**

## 一 第十四条の規定により業務の停止の処分を受ける、当該業務の停止の期間を経過しない者

**二 第十四条の二第一項の規定により行政書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間）を経過しないもの**

**（業務の範囲）**

**第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行なうことができる。ただし、第一号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に限る**

**（特定業務）**

**（登記）**

**（設立の手続）**

**（登記）**

## 特定業務を行なうことができる行政書士である

**（社員の常駐）**

**（社員の別）**

**（社員の出資）**

**（成立の時期）**

**（成立の届出等）**

**（特定業務の取扱い）**

## 社員のみが各自行政書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に当該特定業務について行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

**（特定業務の取扱い）**



十三条の十九第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十二条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十九条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条第一項、(第十号に係る部分に限る)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四十四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る)の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十七条、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第八百七十五条、第八百七十六条、第八百五十五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十五条规定はこの項において準用する同法第八百三十九条まで並びに第八百四十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、行政書士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条规定はこの項において準用する。清算が結了したときは、清算人は、その旨を日本行政書士会連合会に届け出なければならぬ。

7  
破産法（平成十  
条の規定の適用に  
合名会社とみなす  
第六章 監督

**(立入検査)**

**第六章 監督**

**第十三条の二十二** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む）を検査させることができる。

前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

当該職員は、第一項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**(行政書士に対する懲戒)**

**第十四条の二** 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の处分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 業務の禁止

**(行政書士法人に対する懲戒)**

**第十四条の二** 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の处分に違反したとき又は運営が著しく不适当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をることができる。

一 戒告

二 二年以内の業務の全部又は一部の停止

三 解散

都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次

7 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六  
条の規定の適用については、行政書士法人は、  
合名会社とみなす。

二 一 戒告  
二 当該都道府県の区域内にある当該行政書士  
法人の事務所についての二年以内の業務の全  
部又は一部の停止

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分を行つたときは、総務省令で定めるところにより、当該行政書士法人の他の事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分の手続に付された行政書士法人は、清算が結了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定は、これらの項の規定により行政書士法人を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき前条に該当する事実があるときは、その社員である行政書士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(懲戒の手続)

**第十四条の三** 何人も、行政書士又は行政書士法人について第十四条又は前条第一項若しくは第二項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、同項の都道府県知事は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 都道府県知事は、第十四条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第十四条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録の抹消の制限等)

**第十四条の四** 都道府県知事は、行政書士に対し第十四条第二号又は第三号に掲げる処分をしよ

うとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第四項前段の措置をとった後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。

2 日本行政書士会連合会は、行政書士について前項の通知を受けた場合においては、都道府県知事から第十四条第一号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該行政書士について第七条第一項第一号又は第二項各号の規定による登録の抹消をすることができない。

## 第二章 行政書士会及び日本行政書士会連合会

### （行政書士会）

**第十四条の五** 都道府県知事は、第十四条又は第十四条の二の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもつて公告しなければならない。

### 第七章 行政書士会及び日本行政書士会連合会

#### （行政書士会の会則）

**第十五条** 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。

2 行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 行政書士会は、法人とする。

4 一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第四条及び第七十八条の規定は、行政書士会に準用する。

#### （行政書士会の会則）

**第十六条** 行政書士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 役員に関する規定
- 三 入会及び退会に關する規定
- 四 会議に関する規定
- 五 会員の品位保持に關する規定
- 六 会費に関する規定
- 七 資産及び会計に關する規定
- 八 行政書士の研修に關する規定
- 九 その他重要な会務に關する規定

（会則の認可）

**第十六条の二** 行政書士会の会則を定め、又はこれを変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、行政書士会の事務所の所在地その他の総務省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

(行政書士会の登記)

**第十六条の三** 行政書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(行政書士会の役員)

**第十六条の四** 行政書士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、行政書士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行なう。

(行政書士の入会及び退会)

**第十六条の五** 行政書士は、第六条の二第二項の規定による登録を受けた時に、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

2 行政書士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転したときは、その移転があつたときに、当然、従前の行政書士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

3 行政書士は、第七条第一項各号の一に該当するに至つたとき又は同条第二項の規定により登録を抹消されたときは、その時に、当然、その所属する行政書士会を退会する。

(行政書士法人の入会及び退会)

**第十六条の六** 行政書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。

2 行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地(従たる事務所)を設け、又は移転したときには、当該従たる事務所を設け、又は移転したときにつきにあつては、主たる事務所に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されていいる行政書士会の会員となる。

3 行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地(従たる事務所を移転し、又は廃止したときには、主たる事務所の所在

地)においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。

行政書士法人は、第二項の規定により新たに登記の写しを添えて、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

4 行政書士会の会員となつたときは、会員となつた日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならぬ。

5 行政書士法人は、第三項の規定により行政書士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならぬ。

6 行政書士法人は、解散した時に、その所属するすべての行政書士会を退会する。

(行政書士会の報告義務)

**第十七条の二** 行政書士会は、毎年一回、会員に関する法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したと認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 行政書士会は、会員が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したと認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

**第十八条の四** 日本行政書士会連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、日本行政書士会連合会の請求により、第六条の二第二項の規定による登録の取消し又は第七条第二項の規定による登録の抹消について必要な審査を行うものとする。

3 行政書士会連合会に届け出なければならぬ。

(注意勧告)

**第十七条の二** 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるとときは、会則の定めるところにより、当該会員に對して、注意を促し、又は必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

(日本行政書士会連合会)

**第十八条の六** 全国行政書士会連合会は、会則を定めて、日本行政書士会連合会を設立しなければならない。

2 第十六条の二から第十六条の四までの規定は、日本行政書士会連合会に準用する。この場合におけるのは、「総務大臣」と読み替えるものとする。

(監督)

**第十八条の六** 都道府県知事は行政書士会につき、総務大臣は日本行政書士会連合会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその行なう業務について勧告することができ

(監督)

**第十八条の五** 第十五条第三項及び第四項並びに第六条の二から第十六条の四までの規定は、日本行政書士会連合会に準用する。この場合におけるのは、「総務大臣」と読み替えるものとする。

(日本行政書士会連合会の会則)

2 第十六条第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項

3 行政書士の研修に関する規定

三 行政書士の登録に関する規定

四 資格審査会に関する規定

五 その他重要な会務に関する規定

(資格審査会)

**第十八条の三** 削除

1 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

2 行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

3 行政書士会又は日本行政書士会連合会でない者は、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

4 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

**第十九条の三** 行政書士又は行政書士法人の使用者その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用者その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。

(行政書士の使用者等の秘密を守る義務)

**第十九条の四** 総務大臣は、行政書士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(総務省令への委任)

**第二十条** この法律に定めるもののほか、行政書士又は行政書士法人の業務執行、行政書士会及び日本行政書士会連合会に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(第九章 評議會)

**第二十条の二** 第四条の七第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十条の三** 第四条の十四第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

1 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの

2 は、業として第一条の二に規定する業務を行つてはできない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者のが電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるとときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する國務大臣の意見を聴くものとする。

3 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

4 行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

5 行政書士会又は日本行政書士会連合会でない者は、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

6 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

7 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるとときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する國務大臣の意見を聴くものとする。

8 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

9 行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

10 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

11 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

12 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

13 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

14 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

15 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

16 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

17 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

18 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

19 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

20 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

21 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

22 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

23 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

24 行政書士の使用者等の秘密を守る義務

**第二十二条** 第十二条又は第十九条の三の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第二十二条の二** 第四条の七第二項の規定に違反して不正の採点をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第二十二条の三** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四条の十二第一項又は第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四条の十三第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

**第二十二条の四** 第十九条の二の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

**第二十三条** 第九条又は第十一条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 行政書士法人が第十三条の十七において準用する第九条又は第十一条の規定に違反したときは、その違反行為をした行政書士法人の社員は、百万円以下の罰金に処する。

**第二十三条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者

二 第十三条の二十一第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者

**第二十四条** 行政書士会又は日本行政書士会連合会が第十六条の三第一項（第十八条の五における）前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

て準用する場合を含む。)の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その行政書士会又は日本行政書士会連合会の代表者は、三十万円以下の過料に処する。

**第二十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正當な理由がないのに、第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

三 第十三条の二十の二第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

四 第十三条の二十の二第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

五 定款又は第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第十三条の二十一第一項において準用する同法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十七条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

**附 則**

一 この法律は、昭和二十六年三月一日から施行する。

二 この法律施行の際、現に第一条に規定する業務を行つている者(第五条第一号から第四号までの一に該当する者を除く。)で、同条に規定する業務を行つた年数を通算して三年以上にならぬものは、この法律の規定による行政書士とみなす。

3 前項の規定により行政書士とみなされた者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つてゐる都道府県において、第六条の規定による登録を受け、及び出張所を設けている者にあつては第八条第二項の規定による認可を受けなければならぬ。当該期間内にその登録の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、行政書士の資格を失う。

4 第二項に掲げる者を除く外、この法律施行の際に第一条に規定する業務を行つてゐる者（第五条第一号から第四号までの一に該當する者を除く。）は、この法律施行後一年を限り、行政書士の名称を用いてその業務を行うことができる。この場合においては、その者に対して、第七条から第十四条まで及び第二十二条の規定並びに第二十三条第一号及び第二号の罰則を準用する。

5 前項の規定により行政書士の業務を行うことができるのは、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つてゐる都道府県において、第六条の規定に準じて都道府県知事が定めるところにより、登録を受けなければならない。当該期間内に登録の申請をしない場合は、当該期間経過後は、前項の規定にかかわらず、行政書士の業務を行うことができない。当該期間内に登録の申請をした者は、この法律施行後三年を限り、第三条の規定にかかる業務を行つてゐる者は同条に規定する業務を行つた年数を通算して一年以上になる者は、この法律施行後三年を限り、第三条の規定にかかる業務を行つてゐる者は、この法律施行の際、現に第一条に規定する業務を行つてゐる者のその業務に関する報酬の額について、第九条第一項の規定により都道府県知事が報酬の額を定めるまでは、従前の額をもつて同条同項の規定により定められた報酬の額とみなす。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 建築代理士に関しては、この法律施行後でも、当分の間、条例の定めるところによるものとし、その条例は、第一条の二第二項及び第十九条第一項ただし書の規定の適用については、法律とみなす。

8 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 建築代理士に関しては、この法律施行後でも、当分の間、条例の定めるところによるものとし、その条例は、第一条の二第二項及び第十九条第一項ただし書の規定の適用については、法律とみなす。

10 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(施行期日)  
六号  
(昭和三五年五月二〇日法律第八)

1 この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、附則第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

2 (行政書士会に関する経過規定)  
この法律の公布の際現に存する行政書士会は、この法律の施行前に、この法律による改正後の行政書士法（以下「新法」という。）第十六条及び第十六条の二の規定の例により、会則を変更し、都道府県知事の認可を受けることができる。

3 前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律による改正前の行政書士法の規定により設立された行政書士会は、同項の規定により認可を受けたものに限り、この法律の施行後も、引き続き、新法の規定による行政書士会として存続するものとする。

4 行政書士は、この法律の公布の日から同法の施行の日の前日までの間において、新法第十五条から第十六条の二までの規定の例により、会則を定めて都道府県知事の認可を受け、行政書士会を設立することができる。

5 前項の規定により認可を受けた会則は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、当該行政書士会は、この法律の施行の日において新法の規定により設立されたものとみなす。  
(行政書士会連合会の設立)

6 新法の規定による行政書士会は、この法律の施行後三月以内に、新法第十八条の規定による行政書士会及び行政書士会連合会の解散に關し必要な事項は、自治省令で定める。

7 (施行期日)  
第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附 則  
(昭和三九年六月二日法律第九三  
号)  
(施行期日)  
一三号抄









第六条 この法律による改正前の法律の規定によ  
る場合を除き、なお従前の例による。

り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できまいこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定

附 則  
（平成二六年六月二七日法律第八  
九号）抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和元年六月一四日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第七十七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六条、第一百十九条、第一百二十一、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和元年六月一四日法律第三十七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** (行政庁の行為等に関する経過措置) この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力について、なお從前の例による。

設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十五条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再

(罰則に関する経過措置)  
**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

**附 則（令和元年一二月四日法律第六一）**

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。  
(行政書士法人の継続に関する経過措置)  
2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の行政書士法第十三条の十九第二項の規定により解散した行政書士法人は、同日以後その清算が結了するまで（解散した後三年以内に限りる。）の間に、その社員が当該行政書士法人を継続する旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域内に設立されている行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届け出ることにより、当該行政書士法人を継続することができる。

**附 則（令和元年一二月一一日法律第七一）**

(一号) 抄  
この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
1 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）  
2 第二十二条中民間資金等の活用による公共施

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第一百三十二条を「第一百三十九条」に改める部分十七条まで並びに第一百三十九条）に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同法第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百五十五条第一項の改正規定（「以下この条」の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十八条第二項の表第一百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に、「第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）同条第二項の表第一百五十九条第一項の次に次のように加える改正規定及び同法第一百五十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十三条中会社更生法第二百六十一第一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条の規定、公の日

る法律第二十七条中損害保険料率算出団体に関する規定及び同法第二十五条の改正規定（第二十三条の二まで、「」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定（三百五十五条第一項本文及び第四項）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の二中「商業登記法（一）とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条において準用する商業登記法第一百七十七条において準用する商業登記法（一）と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条において準用する商業登記法（一）と、」を加える部分を除く。）及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の人（第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第九十八条の四第四項の改正規定、同法第六十五条の次に五条を加える改正規定、同法第六十六条（第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第九十八条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規

第三号及び第四号を除く。) 第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百三十五条の五第二項を除く。) 中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。)中」に百二十五条の三第一項第五号を除く。) 中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十九条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十五条の二並びに第三百三十八条第四項を除く。)中」に中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。) 及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。) 中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百一条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、に、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面」(保険業法第四十八条)を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記記」と並びに「登記」に、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第一百三十九条から第百四十八条まで」に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第五百五号)第六十七条において準用する商業登記法」

業登記法〔一と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商事登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。」、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定（「、第二十一条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第一項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定（「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「」、第二十二条第一項第七号まで（「に改める部分、「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十二条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する法律の承諾書」とあるのは「書面」と「」を削る部分及び「準用する会社法第五百七十三条第一項」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）」第一百八十六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十八条の規定、第五十条中政党交付金項において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。）及び同法第三百十一条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十五条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に

関する法律第十五条の三の改正規定（「第三項を除く。」）を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十二条の改正規定（「同法第九百三十七条、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのを除く。」）を削る部分に限る。）、第五十七条及び第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十条から第八十三条まで及び第九十条第四項の第一条から第八十三条まで及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第八十三条の改正規定を除く。）、第六十九条中森林組合法第五十条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第六十九条中農業生活協同組合法第三十六条第七項の改正規定並びに同法第四十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十一条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（「第十七条（第三項ヲ除外）」を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条の規定、中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第一百一十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百零一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第七项の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項正規定、同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項正規定、同法第一百零一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項

の改正規定及び同法第百条第一項第十六号の次  
業等協同組合法の目次の改正規定、第九十三条中中小企  
業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章  
第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規  
定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九  
十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定  
並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八  
条」を「、第五十一条」に、「並びに第一百三十  
二条」を「、第一百三十二条から第一百三十七条ま  
で並びに第一百三十九条」に改める部分及び「、  
同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条  
第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合  
法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限  
る）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引  
法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条  
の改正規定（前号に掲げる部分に限る））並びに  
に同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百  
四十四条の十一第二項の改正規定を除く）、第百二条中  
一項第十三号の改正規定を除く）、第百二条中  
技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章  
第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五  
十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第  
一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正  
規定（「第四十八条」を「、第五十一条」に、  
並びに「第一百三十二条」を「、第一百三十二条から  
第一百三十七まで並びに第一百三十九条」に改  
め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十三  
条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第  
百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一  
項、「を削る部分に限る」）、第一百七条の規定  
(前号に掲げる改正規定を除く)、並びに第一百十  
一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）  
会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規  
定の施行の日

附 則  
(令和四年三月三一日法律第四)  
抄  
号  
(施行期日)

(同条第一項第二号に係る部分を除く。)、  
同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、  
同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、  
同法第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同法第五十四条の改正規定、「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。)、  
同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)別表第一の改正規定を除く。)、第八十七条から第十九条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和五年六月一四日法律第五三二号）抄

業法第五条第一号の改正規定、第四十三条、  
第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条  
条中民間事業者による信書の送達に関する法  
律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条  
第五十八条、第六十条、第六十二条及び  
第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十  
条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日  
から起算して三年を超えない範囲内において  
政令で定める日